

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	6	事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)			事業番号	D-23-2
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	1,321,416(千円)		全体事業費		1,321,416(千円)		
事業概要							
【対象地区】歌津地区(寄木・葦の浜) 町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区からの集団移転のための安全な居住地を確保する。 【第4次申請における内容】 集落の高台移転に関する合意形成が図られた「寄木・葦の浜」について、平成24年度中に測量・調査及び実施設計を行い、平成25年度に住宅団地用地造成、公共施設整備、住宅建設等助成を行う。 【今回申請】 全体事業費を変更し、以下の経費を申請するものとする。 ・住宅建設等助成費(住民意向を考慮したことにより当初想定より増加した。) ・移転費助成(対象戸数及び消費税増額分の見直しにより増加した。) 【事業概要】 ・移転先用地:2.46ha(変更前2.37ha)、対象戸数:41戸(変更前47戸) ・移転促進区域用地(買取)2.19ha(変更前2.33ha)、対象戸数:69戸(変更前69戸)							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費					85,477	85,477	
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)							
当面の事業概要							
<平成24年度> 移転先用地補償+移転促進区域買取 <平成25年度> 移転促進区域買取+住宅団地用地造成+公共施設整備 <平成26年度> 移転促進区域買取+住宅団地用地造成+公共施設整備+住宅建設等助成+移転費助成 <平成27年度> 住宅建設等助成+移転費助成							
東日本大震災の被害との関係							
当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、被災した町全体の各集落で合意形成を図った地域から事業計画の国土交通大臣の同意を受け、集団移転の促進を実施。							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	7	事業名	集落高台移転事業(防災集落移転促進事業)			事業番号	D-23-3
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	271,115(千円)		全体事業費		271,115(千円)		
事業概要							
<p>【対象地区】戸倉地区(藤浜) 町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区からの集団移転のための安全な居住地を確保する。</p> <p>【第4次申請における内容】 集落の高台移転に関する合意形成が図られた「藤浜」について、平成24年度中に測量・調査及び実施設計を行い、平成25年度に住宅団地用地造成、公共施設整備、住宅建設等助成を行う。</p> <p>【今回申請】 全体事業費を変更し、以下の経費を申請するものとする。 ・移転促進区域買取費(住民意向により元地の買取面積が増えたため増加した。) ・住宅建設等助成費(住民意向を考慮したことにより当初想定より増加した。) ・移転費助成(対象戸数及び消費税増額分の見直しにより増加した。)</p> <p>【事業概要】 ・移転先用地:0.99ha(変更前0.66ha)、対象戸数:10戸(変更前10戸) ・移転促進区域用地(買取)0.52ha(変更前0.22ha)、対象戸数:10戸(変更前10戸)</p>							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費				58,943		58,943	
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)							
当面の事業概要							
<p><平成24年度> 移転先用地補償+住宅団地用地造成+公共施設整備</p> <p><平成25年度> 移転促進区域買取+住宅団地用地造成+公共施設整備+住宅建設等助成費+移転費助成</p> <p><平成26年度> 移転促進区域買取+住宅建設等助成+移転費助成</p>							
東日本大震災の被害との関係							
<p>当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、被災した町全体の各集落で合意形成を図った地域から事業計画の国土交通大臣の同意を受け、集団移転の促進を実施。</p>							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	51	事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)			事業番号	D-23-6
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	1,147,868(千円)		全体事業費		1,147,868(千円)		
事業概要							
【対象地区】歌津地区(田の浦) 町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区からの集団移転のための安全な居住地を確保する。 【第4次申請における内容】 集落の高台移転に関する合意形成が図られた「田の浦」について、平成24年度中に測量・調査及び実施設計を行い、平成25年度に住宅団地用地造成、公共施設整備、住宅建設等助成を行う。 【今回申請】 全体事業費を変更し、以下の経費を申請するものとする。 ・住宅団地用地取得および造成経費(硬岩掘削に対応した工法変更により造成費が増加した。物価上昇により人件費、資材費が向上し造成費が増加した。) ・住宅建設等助成費(住民意向を考慮したことにより当初予定より増加した。) ・移転費助成(対象戸数及び消費税増額分の見直しにより増加した。) 【事業概要】 ・移転先用地: 1.66ha(変更前1.57ha)、対象戸数: 23戸(変更前25戸) ・移転促進区域用地(買取) 1.49ha(変更前1.75ha)、対象戸数: 40戸(変更前40戸)							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費				385,008	110,901	495,909	
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)							
当面の事業概要							
<平成25年度> 移転先用地補償+移転促進区域買取+住宅団地用地造成+公共施設整備 <平成26年度> 移転促進区域買取+住宅団地用地造成+公共施設整備+住宅建設等助成+移転費助成 <平成27年度> 住宅建設等助成+移転費助成							
東日本大震災の被害との関係							
当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、被災した町全体の各集落で合意形成を図った地域から事業計画の国土交通大臣の同意を受け、集団移転の促進を実施。							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	52	事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)			事業番号	D-23-7
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	342,008(千円)		全体事業費		342,008(千円)		
事業概要							
【対象地区】歌津地区(石浜・名足) 町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区からの集団移転のための安全な居住地を確保する。 【第4次申請における内容】 集落の高台移転に関する合意形成が図られた「石浜・名足」について、平成24年度中に測量・調査及び実施設計を行い、平成25年度に住宅団地用地造成、公共施設整備、住宅建設等助成を行う。 【今回申請】 全体事業費を変更し、以下の経費を申請するものとする。 ・移転促進区域買取費(住民意向により元地の買取面積が増えたため増加した。) ・住宅団地用地取得および造成経費(開発予定地の変更により造成面積が増え用地費が増加した。物価上昇により人件費、資材費が向上し造成費が増加した。) ・公共施設整備費(詳細設計により安全確保のためL型擁壁・ブロック積等が必要となり増加した。) ・住宅建設等助成費(住民意向を考慮したことにより当初想定より増加した。) ・移転費助成(対象戸数及び消費税増額分の見直しにより増加した。) 【事業概要】 ・移転先用地:0.71ha(変更前0.57ha)、対象戸数:7戸(変更前9戸) ・移転促進区域用地(買取)2.11ha(変更前1.13ha)、対象戸数:58戸(変更前53戸)							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費				103,548	37,040	140,588	
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)							
当面の事業概要							
<平成25年度> 移転先用地補償+移転促進区域買取+住宅団地用地造成+公共施設整備 <平成26年度> 移転促進区域買取+住宅団地用地造成+公共施設整備+住宅建設等助成+移転費助成 <平成27年度> 住宅建設等助成+移転費助成							
東日本大震災の被害との関係							
当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、被災した町全体の各集落で合意形成を図った地域から事業計画の国土交通大臣の同意を受け、集団移転の促進を実施。							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	53	事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)			事業番号	D-23-8
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	2,139,348(千円)		全体事業費		2,298,411(千円)		
事業概要							
【対象地区】志津川地区(清水) 町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区からの集団移転のための安全な居住地を確保する。 【第7次申請における内容】 集落の高台移転に関する合意形成が図られた「清水地区」について、平成24年度から実施中の測量・調査及び実施設計に基づき、平成25年度から住宅団地用地造成、公共施設整備、住宅建設等助成等を行う。 なお、取付け道路は道路事業として別途申請し交付決定済み。 【今回申請】 全体事業費を変更し、以下の経費を申請するものとする。 ・住宅団地用地取得及び造成経費(不動産鑑定の結果、用地単価が上昇した。物価上昇により人件費、資材費が向上し造成費が増加した。) ・住宅建設等助成費(住民意向を考慮したことにより当初想定より増加した。) ・移転費助成(対象戸数及び消費税増額分の見直しにより増加した。) 【事業概要】 ・移転先用地:4.03 ha(変更前4.10ha)、対象戸数:54戸(変更前53戸) ・移転促進区域用地(買取)4.43 ha(変更前4.36ha)、対象戸数:106戸(変更前106戸)							
年度別事業費							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計	
交付対象事業費				307,859		307,859	
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)							
当面の事業概要							
<平成25年度> 移転先用地補償+移転促進区域買取+住宅団地用地造成+公共施設整備 <平成26年度> 移転促進区域買取+住宅団地用地造成+公共施設整備 <平成27年度> 住宅団地用地造成+公共施設整備+住宅建設等助成+移転費助成 <平成28年度> 住宅建設等助成+移転費助成							
東日本大震災の被害との関係							
当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、被災した町全体の各集落で合意形成を図った地域から事業計画の国土交通大臣の同意を受け、集団移転の促進を実施。							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	55	事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)			事業番号	D-23-10
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	140,602(千円)		全体事業費		140,602(千円)		
事業概要							
【対象地区】志津川地区(袖浜) 町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区からの集団移転のための安全な居住地を確保する。 【第4次申請における内容】 集落の高台移転に関する合意形成が図られた「袖浜地区」について、平成24年度から実施中の測量・調査及び実施設計に基づき、平成25年度から住宅団地用地造成、公共施設整備、住宅建設等助成等を行う。 【今回申請】 全体事業費を変更し、以下の経費を申請するものとする。 ・移転促進区域買取費(住民意向により元地の買取面積が増えたため増加した。) ・住宅建設等助成費(住民意向を考慮したことにより当初想定より増加した。) ・移転費助成(対象戸数及び消費税増額分の見直しにより増加した。) 【事業概要】 ・移転先用地:0.46ha(変更前0.29ha)、対象戸数:5戸(変更前5戸) ・移転促進区域用地(買取)0.52ha(変更前0.22ha)、対象戸数:13戸(変更前13戸)							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費				38,163		38,163	
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)							
当面の事業概要							
<平成25年度> 移転先用地補償+移転促進区域買取+住宅団地用地造成+公共施設整備+住宅建設等助成+移転費助成 <平成26年度> 移転促進区域買取+住宅建設等助成+移転費助成							
東日本大震災の被害との関係							
当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、被災した町全体の各集落で合意形成を図った地域から事業計画の国土交通大臣の同意を受け、集団移転の促進を実施。							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	59	事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)			事業番号	D-23-14
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	674,125(千円)		全体事業費		674,125(千円)		
事業概要							
【対象地区】戸倉地区(津の宮・滝浜) 町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区からの集団移転のための安全な居住地を確保する。 【第4次申請における内容】 集落の高台移転に関する合意形成が図られた「津の宮・滝浜」について、平成24年度中に測量・調査及び実施設計を行い、平成25年度に住宅団地用地造成、公共施設整備、住宅建設等助成を行う。 【今回申請】 全体事業費を変更し、以下の経費を申請するものとする。 ・移転促進区域買取(住民意向により元地の買取面積が増えたため増加した。) ・住宅建設等助成費(住民意向を考慮したことにより当初想定より増加した。) ・移転費助成(対象戸数及び消費税増額分の見直しにより増加した。) 【事業概要】 ・移転先用地: 2. 20ha(変更前1.58ha)、対象戸数: 13戸(変更前15戸) 原団地 移転先用地: 0. 95ha(変更前0.86ha)、対象戸数: 6戸(変更前10戸) 合羽沢団地 移転先用地: 1. 26ha(変更前0.72ha)、対象戸数: 7戸(変更前5戸) ・移転促進区域用地(買取) 2. 03ha(変更前2.20ha)、対象戸数: 40戸(変更前40戸)							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費					52,993	52,993	
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)							
当面の事業概要							
＜平成25年度＞ 移転先用地補償＋移転促進区域買取＋住宅団地用地造成＋公共施設整備 ＜平成26年度＞ 移転促進区域買取＋住宅団地用地造成＋公共施設整備＋住宅建設等助成＋移転費助成 ＜平成27年度＞ 住宅建設等助成＋移転費助成							
東日本大震災の被害との関係							
当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、被災した町全体の各集落で合意形成を図った地域から事業計画の国土交通大臣の同意を受け、集団移転の促進を実施。							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	61	事業名	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業			事業番号	E-1-1
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	236,845(千円)		全体事業費		488,143(千円)		
事業概要							
南三陸町内の下水道等処理区域以外の地区における汚水処理について、浄化槽整備を促進するため、防災集団移転促進事業等により高台移転等を行い住宅等を新築し低炭素社会対応型浄化槽等を設置する者に対して設置費用を助成する事業(個人設置型)である。 ・歌津、志津川、戸倉地区等南三陸町全域に1,177基の整備を見込んでいる。							
【当申請における内容】							
・第4次申請時交付済額 120,888千円(292基) うち平成24年度から26年度分実績 112,645千円(270基) (120,888千円-112,645千円=8,243千円)							
・平成27年度計画額 124,200千円(300基) 上記8,243千円を控除し、115,957千円を申請するもの							
年度別事業費							
	24年度	25年度	26年度	27年度			合計
交付対象事業費				115,957			115,957
(南三陸町震災復興計画71頁記載)							
当面の事業概要							
<平成24年度> 28基 12,552千円(実績)(個別移転者)							
<平成25年度> 107基 44,203千円(実績)(個別移転者)							
<平成26年度> 135基×414千円(基準単価)=55,890千円(個別移転者及び高台移転者)							
<平成27年度> 300基×414千円(基準単価)=124,200千円(個別移転者及び高台移転者)							
被害の状況							
全壊家屋 3,142棟		※公共下水道志津川処理区(約450戸)を復旧した場合の費用					
半壊家屋 173棟		・復旧費用約30億円					
一部損壊 1,210棟		※波伝谷地区漁業集落排水処理施設(約80戸)を復旧した場合の費用					
合計 4,525棟		・復旧費用約5億円					
関連する災害復旧事業の概要							
《関連復旧事業の概要》							
○下水道施設(伊里前処理区) 1,528,657千円(管渠、マンホールポンプ等)(平成25年度～実施)							
○漁業集落排水処理施設(袖浜地区) 73,446千円(浄化センター一式、管渠L=84.45m)(平成24年度実施)							
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	65	事業名	道路事業(高台接続道路)			事業番号	D-1-3
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	134,286(千円)		全体事業費		134,286(千円)		
事業概要							
【対象地区】歌津地区(田の浦) 防災集団移転促進事業(田の浦)を予定している高台団地と低地部を接続する道路を整備する。							
【第4次申請内容】							
・用地取得 A=5,360㎡ ・立木補償 A=4,160㎡ ・測量調査 L=268m ・道路実施設計 L=268m ・道路築造工事 L=268m							
【今回申請】							
全体事業費を変更し、以下の経費を申請するものとする。 ・道路事業費(法面および土工量が増えたため増加した。物価上昇により人件費、資材費が向上し造成費が増加した。)							
【事業概要】							
道路延長L=298m(変更前268m)、幅員W=6.5m(変更前6.5m)、用地取得A=6,071㎡(変更前5,360㎡)							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費				16,255		16,255	
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)							
当面の事業概要							
<平成24年度> ・測量調査+道路実施設計							
<平成25年度> ・用地取得+道路築造工事							
<平成26年度> ・道路築造工事							
東日本大震災の被害との関係							
東日本大震災の被害はきわめて甚大であり、これからの復興まちづくりを進めていくにあたり、生活再建の拠点となる高台団地と低地部を接続する道路整備を推進。							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	73	事業名	災害公営住宅整備事業(志津川中央地区)	事業番号	D-4-4
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	2,627,412(千円)		全体事業費	4,785,130(千円)	

事業概要

志津川中央地区

自立再建が難しい町民を対象に高台等の安全な宅地に恒久住宅を早期に確保する。

【現状】

- ・半壊以上の家屋被害は3,311戸
- ・災害査定において災害公営住宅1,000戸については承認済み
- ・災害公営住宅入居仮申込み(H25年8月～9月実施)を踏まえ、平成25年12月に整備計画を補正済み。

【建設計画】

- ・平成25年8月～9月に実施した入居仮申込み結果により全体の建設戸数を770戸とした。
- ・災害公営住宅の入居対象者は、東日本大震災により住宅が全壊又は半壊(修繕が難しく住宅を撤去した場合)した者とする。
- ・建設予定戸数 147戸

【当申請における内容】

- ・志津川中央地区における災害公営住宅の整備(用地購入費、補償費及び造成設計委託料)
※ 第4次申請で配分済み(43,672千円)
- ・志津川中央地区における災害公営住宅の整備(造成工事費)
※ 第8次申請で配分済み(154,500千円)
- ・志津川中央地区における災害公営住宅の整備(造成工事の追加、実施設計、工事監理及び建築工事)
※今回申請 2,429,240千円
※今後申請 2,157,718千円

年度別事業費	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
交付対象事業費				2,429,240	(参考)2,157,718	2,429,240

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

<平成24年度>

基本計画の策定及び用地購入を行う。また年度後半から埋蔵文化財調査を実施(約1年間)。

<平成25年度>

用地の造成設計を行う。

<平成26年度>

造成工事に着手するとともに、建築基本設計、実施設計を行う。

<平成27年度以降>

災害公営住宅の建築工事に着手する。

東日本大震災の被害との関係

- ・町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。
- ・住宅のうち全壊は3,142戸(震災前戸数5,418戸の58%)、半壊は169戸(同3%)に及び、被災者は58団地2,195戸の応急仮設住宅で不便な暮らしを強いられている。
- ・既存公営住宅400戸のうち262戸が流失。
- ・被災者に対して早期に恒久住宅を提供する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	76	事業名	災害公営住宅整備事業(戸倉地区)	事業番号	D-4-7
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	2,799,947(千円)		全体事業費	2,799,947(千円)	

事業概要

戸倉地区

自立再建が難しい町民を対象に高台等の安全な宅地に恒久住宅を早期に確保する。

【現状】

- ・半壊以上の家屋被害は3,311戸(うち戸倉地区524戸)。
- ・災害査定において災害公営住宅1,000戸については承認済み。
- ・災害公営住宅入居仮申込み(H25年8月～9月実施)を踏まえ、平成25年12月に整備計画を補正済み。

【整備計画】

- ・平成25年8月～9月に実施した入居仮申込み結果により全体の建設戸数を770戸とした。
- ・災害公営住宅の入居対象者は、東日本大震災により住宅が全壊又は半壊(修繕が難しく住宅を撤去した場合)した者とする。
- ・戸倉地区については、早期着工の観点から寄付を受け町有地となった戸倉沖田地区の高台を事業用地とし、防集団地と近接する位置に80戸を整備する。

【当申請における内容】

- ・戸倉地区における災害公営住宅の整備(造成、設計)
 - ※ 第4次申請で配分済み(28,634千円)、第5次申請で配分済み(601,323千円)
- ・実施設計に基づく災害公営住宅の整備(工事監理、建築工事)
 - ※ 第8次申請で配分済み(1,769,100千円)
- ・実施設計に基づく災害公営住宅の整備(工事監理、建築工事の増額) ※今回申請400,890千円
 - 被災地内で建築工事費の高騰が続いているため、同種同規模工事の入札において不調が発生した。このため、円滑な発注・事業実施のための対応として、工事設計額等を見直すこととし、見直し後の工事設計額に対応した交付金400,890千円を増額申請するもの。

年度別事業費						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費					400,890	400,890

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

<平成24年度>

基本計画の策定(国交省住宅局直轄調査)と造成設計を行う。

<平成25年度>

基本計画に基づき建築設計を実施し、並行して造成工事を行う。

<平成26年度>

実施設計に基づき、災害公営住宅の建築工事に着手する。

※ 建築設計及び建築工事等は、県に委託。

東日本大震災の被害との関係

- ・町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。
- ・住宅のうち全壊は3,142戸(震災前戸数5,418戸の58%)、半壊は169戸(同3%)に及び、被災者は58団地2,195戸の応急仮設住宅で不便な暮らしを強いられている。
- ・既存公営住宅400戸のうち262戸が流失。
- ・被災者に対して早期に恒久住宅を提供する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	78	事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)	事業番号	D-23-17
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	688,335(千円)		全体事業費	688,335(千円)	

事業概要

【対象地区】歌津地区(館浜)
町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区からの集団移転のための安全な居住地を確保する。

【第4次申請における内容】

集落の高台移転に関する合意形成が図られた「館浜」について、平成24年度中に測量・調査及び実施設計を行い、平成25年度に住宅団地用地造成、公共施設整備、住宅建設等助成を行う。

【今回申請】

全体事業費を変更し、以下の経費を申請するものとする。

・住宅団地用地取得及び造成経費(詳細設計により造成面積が増えたため増加した。物価上昇により人件費、資材費が向上し造成費が増加した。)

・住宅建設等助成費(住民意向を考慮したことにより当初想定より増加した。)

・移転費助成(対象戸数及び消費税増額分の見直しにより増加した。)

【事業概要】

・移転先用地:2.28ha(変更前1.72ha)、対象戸数:19戸(変更前25戸)

・移転促進区域用地(買取)1.10ha(変更前1.53ha)、対象戸数:42戸(変更前42戸)

年度別事業費						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費				108,107	80,762	188,869

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

<平成25年度>

移転先用地補償+移転促進区域買取+住宅団地用地造成+公共施設整備

<平成26年度>

移転促進区域買取+住宅団地用地造成+公共施設整備+住宅建設等助成+移転費助成

<平成27年度>

住宅建設等助成+移転費助成

東日本大震災の被害との関係

当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、被災した町全体の各集落で合意形成を図った地域から事業計画の国土交通大臣の同意を受け、集団移転の促進を実施。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	95	事業名	志津川小学校学校施設環境改善事業			事業番号	A-2-1
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	63,508(千円)		全体事業費		63,508(千円)		
事業概要							
<p>志津川小学校は、津波の著しい被害を受けた地域に隣接し、周辺では、津波復興拠点や防災集団移転の移転先団地が造成されるなど、新しいまちづくりが行われている。当該施設は、地震、台風、豪雨等の災害発生時には、児童等の安全を確保するとともに、大規模災害時には、応急避難場所としての機能を発揮しなければならないため、学校施設の整備とあわせた防災機能の強化を図ることが必要となっている。</p> <p>東日本大震災では、構造体のみならず、天井材や照明器具、内・外壁材の落下などにより人的被害が生じた例もあることから、児童等の安全を確保し学校施設の防災機能を強化するための補強・改修工事を実施するものである。</p> <p>なお、平成25年度に策定した南三陸町地域防災計画においては、志津川中学校が地域の主要避難所として指定されているため、大規模災害時には、児童等のほか地域住民の避難所としても活用されるものである。</p>							
【施設及び工事の概要等】 校舎:非構造部材の落下防止等工事							
【児童数】 平成26年度:270人(平成26年9月1日現在)							
【今回申請】 ・平成27年度分として工事費と委託料(工事監理費)を申請するもの。 ※第7次申請で配分済みの事業費のうち、屋内運動場分について事業分割行い(No137・A-2-3へ)、校舎分のみとして改め、全体事業費の見直しを行うもの。							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費					52,763	52,763	
(南三陸町震災復興計画33頁記載)							
当面の事業概要							
【平成27年度】 非構造部材の落下防止等工事 ※調査設計業務は、平成25年度に完了							
《被害の状況》							
1 志津川地区の被害の特徴 志津川地区は、東日本大震災の津波により市街地の全ての家屋が全壊し、壊滅的な被害を受けた。							
2 学校の被害状況 地震により校舎は、壁クラック、柱型ボード割れが生じ、体育館は、壁クラック、天井部漏水、軒天の破損、ガラス破損などの被害があった。							
関連する災害復旧事業の概要							
災害復旧事業の内容 工事費:10,411千円 事務費:104千円 計:10,515千円 国庫負担金(補助金)確定額:9,337千円							
※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	97	事業名	水産加工場用地塩水取配水施設整備事業			事業番号	◆C-7-1-2
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)			
総交付対象事業費	113,950(千円)		全体事業費	113,950(千円)			
事業概要							
<p>本事業は、水産業ゾーンへの水産加工場誘致・再生を推進するため、塩水取配水施設の設置を行うもの。</p> <p>町の基幹産業である水産業の復興・雇用の場の確保を図るため、水産加工場等施設整備事業を導入し、民間団体等による水産加工場の再生を支援している。事前の聞き取り調査の結果、防潮堤の陸側に都市再生区画整理事業で整備する水産業ゾーンへの立地を希望する企業が多数あることから、堤内地で塩水を使用するために従来から町が整備・管理している塩水取配水施設を利用し、水産業ゾーンまで延長するもの。</p> <p>○施設概要</p> <ul style="list-style-type: none">・送水配管(延長895m)・給水口(6か所)・取水ポンプ(2基)							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費	0	0	0	49,937	51,413	101,350	
(南三陸町震災復興計画73~75頁記載)							
当面の事業概要							
<p><平成25年度> 調査・設計 <平成26年度> 調査・設計、建設工事 <平成27年度> 建設工事</p>							
《被害の状況》							
<p>津波により、町内の多くの水産加工業者が被災し、雇用の場が失われた。建物・設備の被害額は90億円以上と見積もられる。</p> <p>製造業に該当する水産加工場のうち、2/3程度の事業者は、水産庁や中小企業庁の補助金等あるいは中小機構の仮設工場制度を利用するなどして加工場を再建しているが、仮設工場の場合は本設が必要である。</p> <p>また、再建した施設も取扱品目や取扱量は限られ、生産額は震災前の水準に達していない。また、これまで漁業者が行っていたカキやウニなどの水産物の1次処理も、施設が流出したことにより処理能力が極端に低下している。今後、震災前の生産額に回復していくことを目標に、町内で水産加工場等の整備を進めていく必要がある。</p>							
東日本大震災の被害との関係							
<p>水産加工場の多くは海水を導入する設備が必須であり、立地は海岸付近となる。防潮堤等の災害復旧の計画は、26年度下期より着工される予定である。また、町が整備する産業用地は、27年度上期のまちびらきに向けて造成が始まっている。これに合わせた本施設の整備が必要である。</p>							
関連する基幹事業							
事業番号	C-7-1						
事業名	水産加工場等施設整備事業						
交付団体	南三陸町						
基幹事業との関連性							
<p>町が整備する水産業ゾーンへの水産加工場誘致・再生を図るためには、企業進出を容易にするインフラ整備が不可欠であり、本事業はその一つである塩水供給のための施設整備を行うもの。</p>							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	101	事業名	戸倉小学校校舎新築事業	事業番号	A-1-1
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	207,658(千円)		全体事業費	207,658(千円)	

事業概要

戸倉小学校は、海岸から約200m付近に位置していたが、東日本大震災により3階建ての校舎屋上を超える津波が襲来し学校施設が使用出来なくなったことから、現在は志津川小学校に併設することにより教育活動を行っている。戸倉小学校の災害復旧事業については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法第5条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合と判断されていることから、震災前と同じ場所ではなく、戸倉地区の防災集団移転促進事業により造成する安全な高台の隣接地に移転新築復旧することとしている。

校舎の復旧にあたり、従前の保有面積については災害復旧事業で復旧するが、現代の多様な教育活動に対応しつつ、今後の教育内容・教育方法等の変化などに長期に渡って対応するべく、復興交付金事業を活用して従前の保有面積を超える校舎を整備するものである。なお、平成25年度中の完成を目標に作成を進めている南三陸町防災計画においては、戸倉小学校を戸倉地区の防災拠点施設として位置付けし、児童等のほか地域住民の避難所としても活用されるものである。

【復興交付金事業整備面積】

2,977㎡(必要面積)-2,001㎡(被災前の保有面積)=976㎡(復興交付金事業整備面積)

【従前保有施設】

昭和53年3月建築、鉄筋コンクリート造3階建、2,001㎡

【土地造成】

用地:町有地

面積:約15,000㎡

財源:災害復旧事業費(従前の保有面積14,112㎡を超える部分は一般財源)

年度別事業費						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費					104,367	104,367

【南三陸町震災復興計画72頁記載】

第5章-2-(4)-③教育関連施設等の復旧整備

被災した校舎や屋内運動場等教育関連施設を早急に復旧させ、一日も早い安全な教育環境を確保します。今後の地震などに備えて耐震補強するとともに、地域の防災・避難拠点としての機能もあわせて整備します。

当面の事業概要

平成26年9月～平成27年7月:建築工事(鉄筋コンクリート造2階建、2,977㎡)

平成27年度の第2学期から入校予定。

《被害の状況》

鉄筋コンクリート造3階建ての校舎屋上を超える高さの津波が襲来し、校舎、体育館、校庭、プール等のすべての施設が甚大な被害を受け、学校施設が使用出来なくなった。震災後の緊急措置として登米市の旧善王寺小学校を借用して平成23年5月から教育活動を再開し、平成24年4月からは、南三陸町立志津川小学校に併設して教育活動を行っている。

関連する災害復旧事業の概要

平成25年10月31日付けで国庫負担(補助)事業計画書提出(建物のみ)

工事費:437,512千円

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	102	事業名	戸倉小学校屋内運動場新築事業	事業番号	A-1-2
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	13,056(千円)		全体事業費	13,056(千円)	

事業概要

戸倉小学校は、海岸から約200m付近に位置していたが、東日本大震災により3階建ての校舎屋上を超える津波が襲来し学校施設が使用出来なくなったことから、現在は志津川小学校に併設することにより教育活動を行っている。

戸倉小学校の災害復旧事業については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法第5条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合と判断されていることから、震災前と同じ場所ではなく、戸倉地区の防災集団移転促進事業により造成する安全な高台の隣接地に移転新築復旧することとしている。

屋内運動場の復旧にあたり、従前の保有面積については災害復旧事業で復旧するが、現代の多様な教育活動に対応しつつ、今後の教育内容・教育方法等の変化などに長期に渡って対応するべく、復興交付金事業を活用して従前の保有面積を超える屋内運動場を整備するものである。なお、平成25年度中の完成を目標に作成を進めている南三陸町防災計画においては、戸倉小学校を戸倉地区の防災拠点施設として位置付けし、児童等のほか地域住民の避難所としても活用されるものである。

【復興交付金事業整備面積】

836㎡(必要面積)-784㎡(震災前の保有面積)=52㎡(復興交付金事業整備面積)

【従前保有施設】

平成23年2月建築、鉄骨造平屋建、784㎡

【土地造成】

用地:町有地

面積:約15,000㎡

財源:《災害復旧事業費(従前の保有面積14,110㎡を超過する部分)は、国庫負担》

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費					6,727	6,727

【南三陸町震災復興計画72頁記載】

第5章-2-(4)-③教育関連施設等の復旧整備

被災した校舎や屋内運動場等教育関連施設を早急に復旧させ、一日も早い安全な教育環境を確保します。今後の地震などに備えて耐震補強するとともに、地域の防災・避難拠点としての機能もあわせて整備します。

当面の事業概要

平成26年9月～平成27年7月:建築工事(木造平屋建、836㎡)

平成27年度の第2学期から入校予定。

《被害の状況》

鉄筋コンクリート造3階建ての校舎屋上を超える高さの津波が襲来し、校舎、体育館、校庭、プール等のすべての施設が甚大な被害を受け、学校施設が使用出来なくなった。震災後の緊急措置として登米市の旧善王寺小学校を借用して平成23年5月から教育活動を再開し、平成24年4月からは、南三陸町立志津川小学校に併設して教育活動を行っている。

関連する災害復旧事業の概要

平成25年10月31日付けで国庫負担(補助)事業計画書提出(建物のみ)

工事費:184,680千円

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	121	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業(戸倉地区)	事業番号	◆D-4-7-1
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	22,784(千円)		全体事業費	22,784(千円)	

事業概要

戸倉地区

自立再建が難しい町民を対象に高台等の安全な宅地に恒久住宅を早期に確保する。

【現状】

- ・半壊以上の家屋被害は3,311戸
- ・災害査定において災害公営住宅1,000戸については承認済み
- ・災害公営住宅入居仮申込み(H25年8月～9月実施)を踏まえ、平成25年12月に整備計画を補正済み。

【当申請における内容】

- ・戸倉地区の災害公営住宅(80戸)の整備にあわせて、同じ敷地内で入居者の居住環境向上のため駐車場の整備を行う。
- ・南三陸町では公共交通の利便性が悪いため、多くの町民が日常生活において車を使用している。通勤のみならず普段の買物や通院にも車が必要であり、2人以上の世帯では複数の車を所有せざるを得ない場合も多い。こうした状況から、十分な台数の駐車スペースを確保する必要がある。
- ・駐車場整備台数の考え方
集合住宅については既存町営住宅の状況を勘案し、1.5台/戸を基本とする。70戸 × 1.5 = 105台
戸建住宅については、入居者の人数を4人以上としていることから2台/戸を基本とする。10戸 × 2 = 20台
高齢者生活相談所3台 合計 128台
- ・戸倉地区における災害公営住宅駐車場の整備 ※ 第8次申請で配分済み(18,688千円)
- ・戸倉地区における災害公営住宅駐車場の整備(増額) 今回申請4,096千円
⇒被災地内で建築工事費の高騰が続いているため、同種同規模工事の入札において不調が発生した。このため、円滑な発注・事業実施のための対応として、工事設計額等を見直すこととし、見直し後の工事設計額に対応した交付金4,096千円を増額申請するもの。

年度別事業費						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費					4,096	4,096

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

<平成27年度>

災害公営住宅の整備とあわせて駐車場整備を行う。 ※ 駐車場整備についても県への委託。

東日本大震災の被害との関係

- ・町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。
- ・住宅のうち全壊は3,142戸(震災前戸数5,418戸の58%)、半壊は169戸(同3%)に及び、被災者は58団地2,195戸の応急仮設住宅で不便な暮らしを強いられている。
- ・既存公営住宅400戸のうち262戸が流失。
- ・被災者に対して早期に恒久住宅を提供する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-4-7
事業名	災害公営住宅整備事業(戸倉地区)
交付団体	南三陸町

基幹事業との関連性

災害公営住宅の建設にあわせて入居者用の駐車場を整備することにより、効率的に工事を行うことができるほか、被災者の入居時に駐車場が整備されていることで、入居者の利便性が向上し、住まいと暮らしの早期復興に資することになるため、本事業を災害公営住宅整備事業の効果促進事業として実施するものである。

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	128	事業名	志津川小学校学校施設環境改善事業(屋根改修・校舎)			事業番号	◆A-2-1-1
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	99,124(千円)		全体事業費		99,124(千円)		
事業概要							
<p>志津川小学校は、津波の著しい被害を受けた地域に隣接し、周辺では、津波復興拠点や防災集団移転の移転先団地が造成されるなど、新しいまちづくりが行われている。当該施設は、地震、台風、豪雨等の災害発生時には、児童等の安全を確保するとともに、大規模災害時には、応急避難場所としての機能を発揮しなければならないため、学校施設の整備とあわせた防災機能の強化を図ることが必要となっている。</p> <p>東日本大震災では、構造体のみならず、天井材や照明器具、内・外壁材の落下などにより人的被害が生じた例もあることから、児童等の安全を確保し学校施設の防災機能を強化するための補強・改修工事を実施するものであるが、防災機能強化を進める上では、屋根の腐食により雨漏りや電気設備の漏電などが発生し、十分な効果を得ることができないことから、一体的な整備として効果促進事業により屋根の改修を実施するものである。</p> <p>なお、平成25年度に策定した南三陸町地域防災計画においては、志津川小学校が地域の主要避難所として指定されているため、大規模災害時には、児童等のほか地域住民の避難所としても活用されるものである。</p>							
【施設及び工事の概要等】							
屋根改修工事							
【児童数】							
平成26年度:270人(平成26年9月1日現在)							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費					99,124	99,124	

(南三陸町震災復興計画33頁記載)

当面の事業概要						
【平成27年度】						
校舎・屋内運動場の屋根改修工事(基幹事業である非構造部材の落下防止等工事と一体整備)						
※調査設計業務は、平成25年度に完了						
《被害の状況》						
1 志津川地区の被害の特徴						
志津川地区は、東日本大震災の津波により市街地の全ての家屋が全壊し、壊滅的な被害を受けた。						
2 学校の被害状況						
地震により校舎は、壁クラック、柱型ボード割れが生じ、体育館は、壁クラック、天井部漏水、軒天の破損、ガラス破損などの被害があった。						
関連する災害復旧事業の概要						
災害復旧事業の内容						
工事費:10,411千円						
事務費:104千円						
計:10,515千円						
国庫負担金(補助金)確定額:9,337千円						

※効果促進事業である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-2-1
事業名	志津川小学校学校施設環境改善事業
交付団体	南三陸町
基幹事業との関連性	
現状として屋根の腐食が著しく、防災機能強化事業により非構造部材の落下防止等工事を実施しても、屋根からの漏水により漏電や天井の腐食による落下等の危険性があることから、基幹事業と一体的な整備として屋根の改修工事を実施するもの。	

(様式 1 - 3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年11月時点

NO.	129	事業名	漁業集落防災機能強化事業 (泊浜・稲淵・館浜地区)		事業番号	C-5-20
交付団体	南三陸町		事業実施主体 (直接/間接)		南三陸町 (直接)	
総交付対象事業費	85,245千円		全体事業費		151,496千円	
事業概要						
【対象地区】 泊浜・稲淵・館浜地区						
泊浜・稲淵・館浜地区は宮城県南三陸町にある第2種泊漁港、第1種稲淵漁港及び館浜漁港の背後集落であり、カキ・ワカメを中心とした海面養殖業、大型定置などが営まれている水産業が盛んな地区である。しかし東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けている。現在、集落の復興に向けて努力が続けられているが、復興にあたっては、安全・安心さらに快適で災害に強いまちづくりを目指しており、本事業による防災安全施設整備により、生活・生産基盤を整備し集落及び漁業の復興を進めるものである。						
【整備内容】						
(1) 防災安全施設整備						
	1号排水路	(改良): W=1.0m、D=1.0m (沈下分) 開渠	L=	200 m		
	1号避難路	(改良): W=2.0m	L=	100 m		
	2号避難路	(新設): W=2.0m 階段	L=	50 m		
	3号避難路	(新設): W=2.0m	L=	30 m		
	4号避難路	(新設): W=2.0m 階段	L=	40 m		
	5号避難路	(新設): W=2.0m 階段	L=	70 m		
	非常用照明灯		N=	9 基		
	避難標識		N=	8 基		
【今回申請】						
平成26年度	用地測量、測量設計、工事発注支援		1 式	39,505 千円		
平成27年度	用地取得等、本工事、工事発注支援		1 式	45,740 千円		
【今後の予定】						
平成28年度	本工事、工事発注支援		1 式	66,251 千円		
年度別事業費						
	24年度	25年度	26年度	27年度		合計
交付対象事業費			39,505	45,740		85,245
(「南三陸町震災復興計画」P. 60-61記載)						
当面の事業概要						
平成26年度	用地測量、測量設計、工事発注支援					
平成27年度	用地取得等 960㎡、本工事 1 式、工事発注支援					
平成28年度	本工事 1 式、工事発注支援					
東日本大震災の被害の関係						
泊浜・稲淵・館浜地区では、東日本大震災の津波により集落内の住宅の約半数と漁具倉庫・作業場等の水産関係施設のほぼ全てが流出した。本事業は、住宅の高台移転や漁業活動の本格再開に向けた取り組みと連携して、集落の生産・生活環境を復興し、安心して暮らし続けられる漁業集落の整備を実現するものである。						
関連する災害復旧事業の概要						
・ 漁港施設災害復旧事業 (防波堤、物揚場、船揚場等)						
・ 海岸保全施設災害復旧事業 (海岸防潮堤の整備)						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
基幹事業との関連性						

(様式 1 - 3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年11月時点

NO.	130	事業名	漁業集落防災機能強化事業（伊里前地区）		事業番号	C-5-21
交付団体	南三陸町		事業実施主体（直接/間接）		南三陸町（直接）	
総交付対象事業費	55,336千円		全体事業費		181,554千円	
事業概要						
【対象地区】 伊里前地区						
伊里前地区は宮城県南三陸町にある第2種伊里前漁港の背後集落であり、カキ・ワカメを中心とした海面養殖業、大型定置などが営まれている水産業が盛んな地区である。しかし東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けている。現在、集落の復興に向けて努力が続けられているが、復興にあたっては、安全・安心さらに快適で災害に強いまちづくりを目指しており、本事業による防災安全施設整備、土地利用高度化再編整備により、生活・生産基盤を整備し集落及び漁業の復興を進めるものである。						
【整備内容】						
(1) 防災安全施設整備						
1号避難路 (新設) : W=2.0m 階段 L= 80 m						
非常用照明灯 N= 3 基						
避難標識 N= 4 基						
(2) 土地利用高度化再編整備						
水産関係用地 嵩上げなし A= 7,200 m ²						
水産関係用地 H=4.0m A= 3,000 m ²						
【今回申請】						
平成26年度	用地測量、測量設計、工事発注支援		1式	26,403千円		
平成27年度	用地取得等、本工事、工事発注支援		1式	28,933千円		
【今後の予定】						
平成28年度	本工事、工事発注支援		1式	126,218千円		
年度別事業費						
	24年度	25年度	26年度	27年度		合計
交付対象事業費			26,403	28,933		55,336
(「南三陸町震災復興計画」P.60-61記載)						
当面の事業概要						
平成26年度	用地測量、測量設計、工事発注支援					
平成27年度	用地取得等1,820m ² 、本工事1式、工事発注支援					
平成28年度	本工事1式、工事発注支援					
東日本大震災の被害の関係						
伊里前地区では、東日本大震災の津波により集落内の住宅の約半数と漁具倉庫・作業場等の水産関係施設のほぼ全てが流出した。本事業は、住宅の高台移転や漁業活動の本格再開に向けた取り組みと連携して、集落の生産・生活環境を復興し、安心して暮らし続けられる漁業集落の整備を実現するものである。						
関連する災害復旧事業の概要						
・漁港施設災害復旧事業（防波堤、物揚場、船揚場等）						
・海岸保全施設災害復旧事業（海岸防潮堤の整備）						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
基幹事業との関連性						

(様式 1 - 3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年11月時点

NO.	131	事業名	漁業集落防災機能強化事業 (在郷・波伝谷地区)		事業番号	C-5-22
交付団体	南三陸町		事業実施主体 (直接/間接)		南三陸町 (直接)	
総交付対象事業費	172,803千円		全体事業費		232,826千円	
事業概要						
【対象地区】 在郷・波伝谷地区 在郷・波伝谷地区は宮城県南三陸町にある第2種波伝谷漁港の背後集落であり、カキ・ワカメを中心とした海面養殖業、大型定置などが営まれている水産業が盛んな地区である。しかし、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けている。現在、集落の復興に向けて努力が続けられているが、復興にあたっては、安全・安心さらに快適で災害に強いまちづくりを目指しており、本事業による防災安全施設整備、土地利用高度化再編整備により、生活・生産基盤を整備し集落及び漁業の復興を進めるものである。						
【整備内容】						
(1) 防災安全施設整備						
			1号避難路 (新設) : W=2.0m	L=	200 m	
			2号避難路 (新設) : W=2.0m	L=	70 m	
			非常用照明灯	N=	3 基	
			避難標識	N=	4 基	
(2) 土地利用高度化再編整備						
			水産関係用地	A=	12,000 m ²	
				うち (嵩上げ な し	A= 3,500 m ²)	
				(嵩上げ H=1.0m	A= 8,500 m ²)	
【今回申請】						
平成26年度	用地測量、測量設計、工事発注支援				1式	41,029千円
平成27年度	用地取得等、本工事、工事発注支援				1式	131,774千円
【今後の予定】						
平成28年度	本工事、工事発注支援				1式	60,023千円
年度別事業費						
	24年度	25年度	26年度	27年度		合計
交付対象事業費			41,029	131,774		172,803
(「南三陸町震災復興計画」P.60-61記載)						
当面の事業概要						
平成26年度	用地測量、測量設計、工事発注支援					
平成27年度	用地取得等6,580m ² 、本工事1式、工事発注支援					
平成28年度	本工事1式、工事発注支援					
東日本大震災の被害の関係						
在郷・波伝谷地区では、東日本大震災の津波により集落内の住宅及び漁具倉庫・作業場等の水産関係施設のほぼ全てが流出した。本事業は、住宅の高台移転や漁業活動の本格再開に向けた取り組みと連携して、集落の生産・生活環境を復興し、安心して暮らし続けられる漁業集落の整備を実現するものである。						
関連する災害復旧事業の概要						
・ 漁港施設災害復旧事業 (防波堤、物揚場、船揚場等)						
・ 海岸保全施設災害復旧事業 (海岸防潮堤の整備)						
・ 河川保全施設災害復旧事業 (河川堤防の整備)						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
基幹事業との関連性						

(様式 1 - 3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成26年11月時点

NO.	132	事業名	漁業集落防災機能強化事業（長清水地区）		事業番号	C-5-23
交付団体	南三陸町		事業実施主体（直接/間接）		南三陸町（直接）	
総交付対象事業費	95,887千円		全体事業費		95,887千円	
事業概要						
【対象地区】 長清水地区						
長清水地区は宮城県南三陸町にある第1種長清水漁港の背後集落であり、ワカメ・ホヤを中心とした海面養殖業、刺網・籠などの漁船漁業などが営まれている水産業が盛んな地区である。しかし東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けている。現在、集落の復興に向けて努力が続けられているが、復興にあたっては、安全・安心さらに快適で災害に強いまちづくりを目指しており、本事業による防災安全施設整備、土地利用高度化再編整備により、生活・生産基盤を整備し集落及び漁業の復興を進めるものである。						
【整備内容】						
(2) 防災安全施設整備						
非常用照明灯 N= 3基						
避難標識 N= 3基						
(2) 土地利用高度化再編整備						
水産関係用地 H=1.0m A= 6,400㎡						
【今回申請】						
平成26年度 用地測量、測量設計、工事発注支援 1式 12,399千円						
平成27年度 用地取得等、本工事、工事発注支援 1式 83,488千円						
年度別事業費						
	24年度	25年度	26年度	27年度		合計
交付対象事業費			12,399	83,488		95,887
(「南三陸町震災復興計画」P.60-61記載)						
当面の事業概要						
平成26年度 用地測量、測量設計、工事発注支援						
平成27年度 用地取得等 500㎡、本工事 1式、工事発注支援						
東日本大震災の被害の関係						
長清水地区では、東日本大震災の津波により集落内の住宅及び漁具倉庫・作業場等の水産関係施設のほぼ全てが流出した。本事業は、住宅の高台移転や漁業活動の本格再開に向けた取り組みと連携して、集落の生産・生活環境を復興し、安心して暮らし続けられる漁業集落の整備を実現するものである。						
関連する災害復旧事業の概要						
・漁港施設災害復旧事業（防波堤、物揚場、船揚場等）						
・海岸保全施設災害復旧事業（海岸防潮堤の整備）						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
基幹事業との関連性						

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	133	事業名	被災地域農業復興総合支援事業 (効果促進事業)	事業番号	◆C-4-3-1
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	5,365(千円)		全体事業費	5,365(千円)	

事業概要

当町の沿岸部では、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を被っており、農地災害復旧事業及び農山漁村地域復興基盤総合整備事業により、水田、畑等の農地復旧を図っているところである。
被災農家は、津波によりほとんどの農業機械、農業施設が流失破損し、自助努力による再建は困難な状況となっており、営農意欲が低下する農家も見られる。そのため本事業を活用し、町が農業機械・農業施設を機械利用組合に貸与することで、農地復旧後の営農再開を図る。また、畑ほ場整備実施箇所へはネギ栽培を推奨するとともに集荷調製施設を整備し、ネギの生産拡大と収穫調製時における被災農家や高齢者等の雇用創出を促し、地域農業全体の復興を目指す。
事業実施5地区では、漁業主体の二種兼業農家や個別に農業機械を所有する小規模稲作農家が多かったが、営農再開に向け機械利用組合を組織し、農業機械、施設の共同利用を図り、生産コスト低減や機械施設の有効利用、過剰投資抑制、また効率的かつ安定的な農業経営を推進するもの。

《事業実施地区》

板橋、泊浜、田表、西戸川、在郷の計5地区(平成27年実施予定:廻館地区)

《事業概要》

機械器具整備:自走草刈機(5台)、育苗ラック(軽トラック用:4台)、管理機(7ps:3台)、管理機(6.2ps:2台)、ねぎ移植機(人力:1台)、苗箱洗浄機(2台)、運搬台車(20台)、施肥溝切機(1台)、施肥装置(2台)

年度別事業費				5,365		5,365
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費				5,365		5,365

(南三陸町震災復興計画51・73頁記載)

当面の事業概要

平成27年営農再開に向け、必要な農業機械、設備の整備を平成26年秋から実施
(平成26年度)

全地区:自走草刈機5台(各1台×5地区)、4地区(板橋を除く):育苗ラック4台(各1台×4地区)、
西戸川地区:管理機2台、ねぎ移植機1台、施肥溝切機(1台)
在郷地区:管理機3台、苗箱洗浄機2台、運搬台車20台、施肥装置(2台)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災の津波により沿岸部では大半の農業機械・農業施設が被災しており営農の継続が困難となっていたが、農山漁村地域復興基盤総合整備事業(C-1)実施地区では、平成27年度から作付可能となる見込みであることから、農業機械・農業施設の整備により営農再開を図る。

《実施地区の被害状況》

- 被害面積:101.6ha(板橋13.5ha、泊浜20.4ha、田表13.4ha、西戸川23.4ha、在郷30.9ha)
- 被災額:729,612千円(板橋116,219千円、泊浜150,829千円、田表69,703千円、西戸川121,363千円、在郷271,498千円)

関連する災害復旧事業の概要

・農地災害復旧事業(平成23年度～)

町内42地区の農地246haについて、津波浸水による堆積土砂の撤去、除塩、地盤沈下に対する盤上盛土、農業用排水施設の復旧を行い、平成26年春までに95haの農地が復旧。

また、農山漁村地域復興基盤総合整備事業によるほ場整備事業で平成27年春までに133ha、平成28年春までに18haの農地が復旧する予定。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	C-4-3
事業名	被災地域農業復興総合支援事業(農業機械施設整備事業)
交付団体	宮城県

基幹事業との関連性

基幹事業で対象とならない機械設備等を効果促進事業で導入することにより、作業能率や作業効率の向上、労働負担の軽減に繋がり、より安定した農業経営に寄与できる。

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	134	事業名	自然環境活用センター整備事業			事業番号	C-2-1
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	26,598(千円)		全体事業費		198,540(千円)		
事業概要							
<p>南三陸町自然環境活用センターでは、農山漁村の地域資源を活用し、地域間交流と人材育成に貢献するエコカレッジ事業を行ってきた。</p> <p>地域の自然や産業を活かした環境教育プログラムや実習プログラムは、小中学生から高校生・大学生の実習に活用され、特に教育旅行の分野において交流人口を生みだし、町の新たな魅力となっていた。</p> <p>(例)町内の小中学校や早稲田実業学校初等部等での海藻おしば講座、磯観察ツアー、養殖を学ぶ講座、森里海のつながりを学ぶ講座、慶応志木高等学校等や山形大学等の臨海実習、グリーンツーリズムやエコツーリズムのガイド養成、環境教育インターンシップなど。</p> <p>町内外から年間2,400名以上が体験学習講座等の目的で訪れていた本施設を復旧する。震災前は戸倉地区にあり被災した施設であるが、復旧に当たっては、地域の特徴である海・川・里・山のつながりを意識した活動が行えること、町の玄関口となるような立地とすることで、都市住民と農山漁村との交流と学習の場として一層の機能を発揮することを目的とし、同等規模・機能のものを志津川地区に再建する。</p> <p>南三陸ならではの地域資源を掘り起こし、その持続的な利用や地域内循環について学べる場として、農水産物のブランド化と交流人口増大による町の活性化に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none">・施設整備 延べ床面積642㎡(木造平屋)・研修室160㎡、体験実習室80㎡、交流室26.5㎡、事務室33㎡、標本展示室40㎡、飼育室20㎡・その他、体験学習機材室、トイレ、更衣・シャワー室、玄関ホール・展示スペースなど							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費					26,598	26,598	
(南三陸町震災復興計画69頁記載)							
当面の事業概要							
<p><平成27年度></p> <ul style="list-style-type: none">・実施設計 <p><平成28年度></p> <ul style="list-style-type: none">・建築本体工事・建築付帯工事・施工監理							
東日本大震災の被害との関係							
<p><<被害の状況>></p> <p>津波により、自然環境活用センターは壊滅的な被害を受けた(被災額215,389千円)。</p> <p>内外より高い評価を受けていた、地域資源を活用した交流・人材育成の機会が失われている。</p>							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	135	事業名	都市公園事業(八幡川右岸地区)			事業番号	D-22-1
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	29,000(千円)		全体事業費		319,000(千円)		
事業概要							
<p>【対象地区】 志津川地区(八幡川右岸)</p> <p>南三陸町震災復興計画では、町としてメモリアル機能を有する「震災復興祈念公園」を唯一、市街地の八幡川右岸地域に整備することとしている。この右岸地域においては、今回の震災で犠牲となった方々への追悼と鎮魂の場を創出し、併せて震災の歴史を記憶・伝承することで将来の被害を未然に防ぐ防災教育の場を整え、更には防災訓練を大規模に行うなど多面的な防災機能を有した公園整備を行うものである。当該エリアにおける「祈念公園」の主な整備概要としては、津波災害時において避難困難区域が生じていることから、一次避難先としての築山を整備のうえ来訪者等の生命を守るものとし、隣接して整備するメモリアルゾーンと一体的に活用することで、祈念公園として将来に向けた同じ被害を繰り返さない伝承・記憶、慰霊の場とするものである。</p> <p>【整備内容】</p> <p>○避難ゾーン(防災公園) A=3.1ha</p> <p>・市街地の避難困難地域において津波対策の避難地を計画するものであり、整備後の維持管理費等を考慮して高台造成により発生する残土を利用し、築山式の一次避難地(防災公園)を整備し、住民及び来町者の生命を守るものである。なお、整備予定の築山については、「南三陸町地域防災計画」において、避難困難地域における一次避難地として整備すべきものとして位置付けられている。</p> <p>【今回申請】</p> <p>実施設計等、測量等 A=3.1ha 29,000千円</p> <p>【今後の予定】</p> <p>平成26年度 測量・設計、住民説明会、都市計画決定、 平成27年度～ 事業認可、用地買収、防集からの土砂搬入(施工承諾で着工予定)、整備工事</p>							
年度別事業費							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計	
交付対象事業費			14,500	14,500		29,000	
(南三陸町震災復興計画36、37、55、64頁記載)							
当面の事業概要							
(平成26年度)実施設計等、測量、都市計画決定 (平成27年度～)事業認可、用地買収、整備工事 A=3.1ha							
被害の状況							
当該エリアは東日本大震災により壊滅的な被害を受け、住宅や事業所など殆どの建物等が流失している。現在は災害危険区域に指定されており、住宅等は建築できない状況となっているが、犠牲者を悼む住民や町外からの来訪者が多く訪れており、祈念公園以外の区域では事業所の再建も予定されることから、一次避難先の整備が急務となっている。							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	136	事業名	メモリアルゾーン整備事業			事業番号	◆D-23-1-2
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	29,000(千円)		全体事業費		469,000(千円)		
事業概要							
【対象地区】 志津川地区(八幡川右岸) 南三陸町震災復興計画では、町としてメモリアル機能を有する「震災復興祈念公園」を唯一、市街地の八幡川右岸地域に整備することとしている。この右岸地域においては、今回の震災で犠牲となった方々への追悼と鎮魂の場を創出し、併せて震災の歴史を記憶・伝承することで将来の被害を未然に防ぐ防災教育の場を整え、更には防災訓練を大規模に行うなど多面的な防災機能を有した公園整備を行うものである。当該エリアにおける「祈念公園」の主な整備概要としては、犠牲者の鎮魂の場及び津波被害を繰り返さない歴史文化継承の場として静的空間を持ったメモリアルゾーンを整備するものであり、隣接して整備する一次避難先としての築山と一体で活用することにより、祈念公園として将来に向けた同じ被害を繰り返さない伝承・記憶、メモリアルの場とするものである。							
【整備内容】 ○メモリアルゾーン A=2.9ha ・当町では今回の津波被害が甚大であり、震災により亡くなられた多くの方に対し追悼と鎮魂を捧げる場として計画するものであり、防災集団移転跡地を活用して鎮魂の碑を含めた祈りの場や来訪者の気持ちを鎮める鎮魂の森を整備する。また、これに併せて津波被害を繰り返さないためにも、伝承・記憶の場を整備し、メモリアルイベントを開催するなど震災を語り継いでいく場として整備する。							
【今回申請】 実施設計等、測量等 A=2.9ha 29,000千円							
【今後の予定】 平成26年度 測量・設計、住民説明会、都市計画決定、 平成27年度～ 事業認可、用地買収、防集からの土砂搬入(施工承諾で着工予定)、整備工事							
年度別事業費							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計	
交付対象事業費			14,500	14,500		29,000	
(南三陸町震災復興計画36、37、55、64頁記載)							
当面の事業概要							
(平成26年度)実施設計等、測量、都市計画決定 (平成27年度～)事業認可、用地買収、整備工事 A=2.9ha							
被害の状況							
当該エリアは東日本大震災により壊滅的な被害を受け、住宅や事業所など殆どの建物等が流失のうえ、町職員を含めて多くの町民が犠牲となっている。現在はエリア全体が災害危険区域に指定されており、住宅等は建築できない状況であることから、防災集団移転跡地を活用して町として内外の方々が手を合わせる場所の整備が急務となっている。							
関連する災害復旧事業の概要							
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。							
関連する基幹事業							
事業番号	D-23-1						
事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)						
交付団体	南三陸町						
基幹事業との関連性							
住宅高台移転後の跡地を有効活用し、犠牲者の鎮魂の場及び津波被害を繰り返さない歴史文化継承の場として静的空間を持ったメモリアルゾーンを整備するものであり、住民及び来町者に対し将来の防災と生活安定に寄与するものである。							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	137	事業名	志津川小学校学校施設環境改善事業(屋内運動場)			事業番号	A-2-3
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	72,309(千円)		全体事業費		72,309(千円)		
事業概要							
<p>志津川小学校は、津波の著しい被害を受けた地域に隣接し、周辺では、津波復興拠点や防災集団移転の移転先団地が造成されるなど、新しいまちづくりが行われている。当該施設は、地震、台風、豪雨等の災害発生時には、児童等の安全を確保するとともに、大規模災害時には、応急避難場所としての機能を発揮しなければならないため、学校施設の整備とあわせた防災機能の強化を図ることが必要となっている。</p> <p>東日本大震災では、構造体のみならず、天井材や照明器具、内・外壁材の落下などにより人的被害が生じた例もあることから、児童等の安全を確保し学校施設の防災機能を強化するための補強・改修工事を実施するものである。</p> <p>なお、平成25年度に策定した南三陸町地域防災計画においては、志津川中学校が地域の主要避難所として指定されているため、大規模災害時には、児童等のほか地域住民の避難所としても活用されるものである。</p>							
【施設及び工事の概要等】							
屋内運動場:非構造部材の落下防止等工事							
【児童数】							
平成26年度:270人(平成26年9月1日現在)							
【今回申請】							
・平成27年度分として工事費と委託料(工事監理費)を申請するもの。 ※第7次申請によりNo95・A-2-1で配分済みの事業費のうち、屋内運動場分を当該事業に分割し改めるもの。							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費					64,606	64,606	
(南三陸町震災復興計画33頁記載)							
当面の事業概要							
【平成27年度】							
非構造部材の落下防止等工事 ※調査設計業務は、平成25年度に完了							
《被害の状況》							
1 志津川地区の被害の特徴 志津川地区は、東日本大震災の津波により市街地の全ての家屋が全壊し、壊滅的な被害を受けた。							
2 学校の被害状況 地震により校舎は、壁クラック、柱型ボード割れが生じ、体育館は、壁クラック、天井部漏水、軒天の破損、ガラス破損などの被害があった。							
関連する災害復旧事業の概要							
災害復旧事業の内容 工事費:10,411千円 事務費:104千円 計:10,515千円 国庫負担金(補助金)確定額:9,337千円							
※効果促進事業である場合には以下の欄に記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成26年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

No.	138	事業名	志津川小学校学校施設環境改善事業(屋根改修・屋内運動場)			事業番号	◆A-2-3-1
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	52,721(千円)		全体事業費		52,721(千円)		
事業概要							
<p>志津川小学校は、津波の著しい被害を受けた地域に隣接し、周辺では、津波復興拠点や防災集団移転の移転先団地が造成されるなど、新しいまちづくりが行われている。当該施設は、地震、台風、豪雨等の災害発生時には、児童等の安全を確保するとともに、大規模災害時には、応急避難場所としての機能を発揮しなければならないため、学校施設の整備とあわせた防災機能の強化を図ることが必要となっている。</p> <p>東日本大震災では、構造体のみならず、天井材や照明器具、内・外壁材の落下などにより人的被害が生じた例もあることから、児童等の安全を確保し学校施設の防災機能を強化するための補強・改修工事を実施するものであるが、防災機能強化を進める上では、屋根の腐食により雨漏りや電気設備の漏電などが発生し、十分な効果を得ることができないことから、一体的な整備として効果促進事業により屋根の改修を実施するものである。</p> <p>なお、平成25年度に策定した南三陸町地域防災計画においては、志津川小学校が地域の主要避難所として指定されているため、大規模災害時には、児童等のほか地域住民の避難所としても活用されるものである。</p>							
【施設及び工事の概要等】							
屋内運動場:屋根改修工事							
【児童数】							
平成26年度:270人(平成26年9月1日現在)							
年度別事業費							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計	
交付対象事業費					52,721	52,721	

(南三陸町震災復興計画33頁記載)

当面の事業概要						
【平成27年度】						
校舎・屋内運動場の屋根改修工事(基幹事業である非構造部材の落下防止等工事と一体整備)						
※調査設計業務は、平成25年度に完了						
《被害の状況》						
1 志津川地区の被害の特徴						
志津川地区は、東日本大震災の津波により市街地の全ての家屋が全壊し、壊滅的な被害を受けた。						
2 学校の被害状況						
地震により校舎は、壁クラック、柱型ボード割れが生じ、体育館は、壁クラック、天井部漏水、軒天の破損、ガラス破損などの被害があった。						
関連する災害復旧事業の概要						
災害復旧事業の内容						
工事費:10,411千円						
事務費:104千円						
計:10,515千円						
国庫負担金(補助金)確定額:9,337千円						

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-2-3
事業名	志津川小学校学校施設環境改善事業(屋内運動場)
交付団体	南三陸町
基幹事業との関連性	
現状として屋根の腐食が著しく、防災機能強化事業により非構造部材の落下防止等工事を実施しても、屋根からの漏水により漏電や天井の腐食による落下等の危険性があることから、基幹事業と一体的な整備として屋根の改修工事を実施するもの。	